

観光大使と連携した地域活性化業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年9月
福島県田村市

1 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、観光大使と連携した地域活性化業務（以下「本業務」という。）を委託するに際し、優れた提案力・専門性および豊富な実績を有する事業者を広く募集し、最も適した契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

観光大使と連携した地域活性化業務委託

(2) 業務内容

別紙「観光大使と連携した地域活性化業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年1月22日まで

(4) 契約上限額

4,132,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

※契約上限額を超える提案は受け付けない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、参加表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者または契約締結時までに登録される見込みがある者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和5年田村市告示第49号）による指名の停止を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 日本国内に事業所を有する法人であり、国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）を滞納していない者であること。
- (4) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (5) 公告の日から契約締結の日までの間に、福島県から委託業務等契約に係る指名停止の措置等を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第22号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者であること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者

であること。

(8) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

4 実施要領等の入手方法

実施要領等については、市のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、観光交流課の窓口及び郵送等での配付は行わない。

5 質問書の提出

(1) 提出期限

令和8年9月11日（金）午後3時（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。

その際、電子メールの件名の先頭に【観光大使と連携した地域活性化業務】と記載すること。

なお、電子メールによる提出後には、必ず電話等で受信確認を行うこと。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

電 話 0247-81-2136

電子メール kanko@city.tamura.lg.jp

(4) 質問に対する回答

随時、電子メールで質問者に回答することとし、市ホームページに掲載する。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年9月16日（水）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。

なお、持参する場合は、開庁時間内のみとする。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

(4) 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2） 1部

(イ) 参加資格要件確認書（様式3） 1部

(ウ) 企業実績調書（様式4） 1部

(エ) 国税（「法人税」と「消費税及地方消費税」）の納税証明書の写し 1部

(オ) 直近2年分の決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書） 各1部

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年9月25日（金）午後3時（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。

なお、持参する場合は、開庁時間内のみとする。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

(4) 提出書類

(ア) 企画提案書（様式 5） 1 部

(イ) 企画書（任意様式） 10 部（正本 1 部、副本 9 部。副本は、提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと）

(ウ) 見積書（任意様式） 2 部（正本 1 部、副本 1 部。副本は、提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと）

※見積書は、仕様書に基づく積算内訳を記載すること。

(5) 企画書の内容

企画書は、目的や仕様書を踏まえ、下記の項目に沿って記載すること。

No.	項目	内容
1	あぶくま洞におけるコンサートの企画・運営	・あぶくま洞の特性を踏まえた魅力的なコンサート構成を提案すること。 ・観光PR、来場者との交流、洞内コンサートとの調整を含めた運営方法を示すこと。
2	講演会及びコンサートの企画・運営	・田村市文化センターにおける講演会及びコンサートの具体的な実施内容を提案すること。 ・成功体験、経営、地域活性化、地域経済、観光振興等の趣旨を踏まえた講演内容とすること。 ・中高生、市内事業者、市民等への波及効果が期待できる内容とすること。
3	出店及び飲食ブースの企画・運営	・中央公民館駐車場における出店及び飲食ブースの配置、募集・選定、運営方法を提案すること。 ・市内事業者の参加促進や来場者の滞在時間延長につながる内容とすること。 ・衛生管理、安全管理、ゴミ処理、混雑緩和等への配慮を示すこと。

4	観光大使の活用及び出演調整	・観光大使の特性や発信力を活かした効果的な出演構成を提案すること。 ・必要に応じてコンサート出演者との連携や演出を含め、事業効果を高める工夫を示すこと。 ・出演者との調整、移動、控室、当日進行等の対応方針を示すこと。
5	広報・周知計画	・事業の周知及び集客を図るための広報計画を提案すること。 ・チラシ、ポスター、SNS、ウェブ掲載、懸垂幕等を活用した効果的な情報発信方法を示すこと。 ・市内外への訴求、観光PR、開催機運の醸成につながる工夫を盛り込むこと。
6	事業全体の運営体制	・企画立案から当日運営、報告までの一貫した実施体制を提案すること。 ・業務責任者、担当者、関係機関との連絡調整体制を明確にすること。 ・会場別の役割分担、緊急時対応、事故・荒天対応を含めること。
7	実施スケジュール及び工程管理	・契約締結後から実施日、事後報告までの工程を具体的に示すこと。 ・会場調整、広報物制作、出演調整、出店調整等のスケジュール管理を明確にすること。

(6) 企画書作成に係る留意事項

(ア) 記載するフォントの大きさは、原則 11 ポイント以上とする。

(イ) A4 版、20 ページ以内（片面印刷とする）で作成すること。

(7) その他

(ア) 企画は 1 社 1 提案とすること。

(イ) 電送、CD-ROM 等、電子媒体による提出は受け付けない。

(ウ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、特段の事情がない限り認めない。

(エ) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

8 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

(ア) 企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、観光大使と連携した地域活性化業務委託審査委員会が審査し、受託候補者を選定する。

(イ) プレゼンテーションは 1 社 30 分以内（提案の説明 20 分、質疑応答 10 分）とする。

※プロジェクターを使用する場合は企画書提出時に申し出ること。

プロジェクターは事務局で準備するが、パソコン等は提案者が持参すること。

- (ウ) 審査は、評価項目を審査委員が審査し、最も評価点の高い提案者を本業務の受託候補者とする。なお、同点が2社以上となった場合は、参考見積額の低い方を優先交渉権者として選定する。

(2) 審査実施日及び会場

(ア) 実施日時 令和8年9月30日(水)

(イ) 会 場 田村市役所 本庁 ※詳細は後日通知

(3) 審査基準

審査における評価項目、配点は、下記のとおりとする。

評価項目	評価の着目点	配 点				
		優	良	普通	やや劣	劣
① あぶくま洞におけるコンサート企画・運営 (15点)	・あぶくま洞の魅力を活かした企画となっているか。 ・観光PR及び来場者交流の効果が期待できるか。	15	12	9	6	3
② 講演会及びコンサートの企画・運営 (15点)	・講演内容が仕様書の目的に合致しているか。 ・市民、事業者、中高生等への波及効果が期待できるか。	15	12	9	6	3
③ 出店及び飲食ブースの企画・運営 (15点)	・市内事業者の参加促進と消費拡大に資するか。 ・出店者募集、選定、配置、運営方法が具体的か。	15	12	9	6	3
④ 観光大使の活用及び出演調整 (15点)	・観光大使の発信力を十分に活かせるか。 ・出演者との連携、調整方法が適切か。	15	12	9	6	3
⑤ 広報・周知計画 (10点)	・市内外への周知方法が効果的か。 ・各種媒体を組み合わせた戦略性があるか。	10	8	6	4	2
⑥ 実施体制 (10点)	・業務遂行に必要な体制が整っているか。 ・担当者の役割分担、連絡体制が明確か。	10	8	6	4	2
⑦ スケジュール及び工程管理 (10点)	・準備から実施、報告までの工程が明確か。 ・各業務の進捗管理が可能な計画となっているか。	10	8	6	4	2

⑧ 実績（５点）	・類似業務の実績があり、履行能力が期待できるか。 ※企業実績調書（様式４）に最大５件記入。	５	４	３	２	１
⑨ 事業費（５点）	・３×最も安価な事業者の見積額/当該事業者の見積額 ※小数点以下第１位を四捨五入する。	５	４	３	２	１

(4) 評価点数の集計方法

各委員の持ち点は均一とし、評価点の合計を参加事業者ごとに集計し、その合計点により順位を決定する。

(5) 受託候補者の選定方法

上記結果をもとに受託候補者を決定する。なお、最高得点者が全委員の合計得点の平均 60 点以上を満たさなかった場合及び最高得点者が評価項目で最低点があった場合において、受託候補者及び次点候補者としての選定を行うかについては委員会において協議を行う。

(6) 審査結果の通知

審査結果は書面で通知するとともに、市ホームページに公表する。

9 その他

(1) 見積徴収

受託候補者を選定し決裁となった場合、改めて見積書を徴収する。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする。

(3) 資料の使用

提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。また、提出された企画提案書等は返却しないものとする。

(4) その他

この要領に定めのない事象があった場合は委員会により協議を行う。

10 問合せ

田村市産業部観光交流課（担当：渡邊、鈴木）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電 話 0247-81-2136

電子メール kanko@city.tamura.lg.jp

11 日程

項 目	日 程
公募開始（プロポーザル公告）	令和 8 年 9 月 9 日（水）
質問書の提出期限	令和 8 年 9 月 11 日（金）
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 9 月 16 日（水）
企画提案書の提出期限	令和 8 年 9 月 25 日（金）
プレゼンテーション審査会	令和 8 年 9 月 30 日（水）
審査結果通知	令和 8 年 10 月上旬